

## 裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成 28 年 6 月 22 日（水）午後 3 時から午後 5 時まで  
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A 棟 1 階）

### 参加者等

司会者 栗原正史（さいたま地方裁判所第 2 刑事部部総括判事）

裁判官 渡邊史朗（さいたま地方裁判所第 2 刑事部判事）

検察官 高橋紀子（さいたま地方検察庁公判部・検察官）

弁護士 中原潤一（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者 1 番 50 代 男性（以下「1 番」と略記）

裁判員経験者 2 番 60 代 男性（以下「2 番」と略記）

裁判員経験者 3 番 50 代 男性（以下「3 番」と略記）

裁判員経験者 5 番 60 代 女性（以下「5 番」と略記）

裁判員経験者 6 番 30 代 男性（以下「6 番」と略記）

裁判員経験者 7 番 70 代 男性（以下「7 番」と略記）

### 議事要旨

別紙のとおり

司会者

本日はおいでいただきましてどうもありがとうございます。今日は、私の司会で、エントリーしていただいた皆様と意見交換をさせていただきます。あらかじめ、メモをお渡ししていますので、それに従ってやりたいと思います。簡単に自己紹介させていただきます。私は、司会の栗原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

渡邊裁判官

裁判官の渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

中原弁護士

弁護士の中原と申します。よろしくお願いいたします。

高橋検察官

検察官の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

司会者

最初にどういう話をさせていただくかという、最近新聞でも裁判員制度は随分報道されていて、みんなよくわかってきていると思うんですね。だけど、やっていいよという、やってもいいなというふうに思っている人が減ってきている、みんな嫌がっているということが随分書いてあって、果たしてそうなのかなと、もちろん忙しいとか、色んなことがあると思うんです。こういう意見交換会にそもそも出てきていただいている方というのはむしろ、どちらかという、そのあたりは積極的な方が多いのかなとは思いますが、そうだとすると、もともと本当は参加したくなかったなとか、しても良かったかなとか、いろいろ御感想あると思うんです。1番の方。まあやってもいいなと思ったのか、嫌だ、こんなの冗談じゃないと思ったのかあたりはどうですか。

1番

どっちかといえば、後者ですね。冗談じゃないと。

司会者

どうしてなんですかね。

1 番

まず裁判員制度ということ自体も自分の頭の中にはなくて、そんなものがあったの  
かって、最初に案内が来たときに、最高裁判所とかというところから案内が来たの  
で、何か悪いことしたのかな、皆さんそうだと思うんですけど。開けたら、そうい  
えばそんな制度があったという感覚ですよ。自分なりにちょっと調べると、これ  
は国民の義務だと。ただ、当たる確率は相当低いというのがだんだんわかってきた  
ので、当たらないだろうと思っていました。去年のちょうど今ぐらいですけども、  
候補者に当たったと。その時点でもまだ何か、多分この部屋じゃなかったかと思う  
んですけど、ここへ来てもまだ二十数名いたので、当たらないだろうとは思ってい  
ましたので、義務感だけでここに来ました。

司会者

それで、参加してみてどうですか。嫌だなと思っていたけども、参加してみて考  
えは変わりましたか。

1 番

変わりました。

司会者

どういうふうに感じましたか。

1 番

正直に言うと、とても参加して良かったと思っています。色んな気付きというか、  
色んなことがありましたけど、一言で言えば、良かった。

司会者

具体的な中身はおいおいお尋ねしますが、そういう結論に変わったということ  
ですか。

1 番

はい。

司会者

2番の方、同じような質問させていただきたいんですが。

2番

私は、最初来たときには、候補者ですけども、なりたいなと思っていて、それで運よく当たりまして、結果はやはり良くて、今おっしゃっていたような、何か70パーセントぐらい辞退しているというデータが出ているし、だけどこの経験者の中は90パーセントぐらいがやって良かったというデータも出ているということで、相反するデータになっているんですけど、そこは今報道なんか見ても、やっぱり裁判員制度についてのデメリットというか、いいところの報道があまり耳に入っていないという印象は非常にあります。逆に、何で良かったかというのは、正直ちょっと考えても、出しにくいという点もあるんじゃないかなというところもあって、今こういう結果になっているのも一因だというふうに感じます。

司会者

出しにくいというのは何ですか。

2番

裁判員制度でどのぐらいメリットがあったかということを出すことが難しいんじゃないか。例えば裁判員制度というのは早く早期に解決したいとかいうことで、すごく判例が多くなって、皆さんも忙しいんでしょうけど、それに沿ってやってしまったら、ちょっと人数も多くかけなきゃいけないだろうし、そういうことも少し短縮しているかどうかというのは結果として、数字として出ているわけではないですよ、きっと、報道なんかで。だから、それを国民がよく、いいとするか、何だ、そんなのいいことなのかってとるか、ちょっと難しいかなというふうに感じます。

司会者

ありがとうございます。3番の方も同じ質問ですが。

3番

私の場合は、裁判員裁判の制度が始まる時に、一番最初にまず候補者の名簿に掲載されましたという案内が来たんです。その当時は、今は自営なんですけれども、

会社に勤めておりました、その当時、もしその翌年に、制度が始まって、選ばれたときには、仕事を勘案して、義務なんですけど、やはり参加を躊躇してしまったのではないだろうか。その後、その年、翌年呼ばれなかったのもう来ないかと安心していましたら、また通知が来て、それで選ばれたということで、そのときは自分で自営ということで余裕もありましたので、参加させていただいたんですけども、やはり先日も裁判所で声かけの事件とか、そういうのがありましたね。そういうのがあると、今もし選ばれたときに、同じような事件だったならば、何か理由をつけて、やはり怖いというのがあるって、参加するのを躊躇してしまうと思うんです。だから、その事件というのは非常にマイナスになっているのではないかというふうに思います。それとあと、一番最初に導入されるときに大きく守秘義務のことが取り上げられていたので、去年参加させていただいたときに、大いに皆さんに参加したということは話をしてくださいということを裁判長のほうから言われまして、ただ評議の内容とか、そういうのは全て守秘義務で話してはならないということなんですけど、皆さん最初に思ったのが、選ばれたことから、参加したこと全てを守秘義務と捉えてしまって、話をしてはいけないのではないかという思い込みというのが非常に大きく、話をすると、あるんです。ですから、今まで裁判員制度が始まってからもう何年もたちますけれども、誰も話の中で裁判員になったよという方、多分いらっしゃると思うんですけど、多くの方に会っているんですけども、誰もその話はしないんですね。したよと、して良かったよという話を聞いたことがないというのは、やはりしたときに、ああ、参加して良かったなということも言える、そういう場というんでしょうか、話もフランクにできる、したとすることができる。一番最初のがんじがらめじゃないんですけども、何もかも話してはいけないのではないかというような、そういうのがいまだに根づいているのではないかと。あと、裁判員になるのがやはり非常に今怖いと思っている方すごく増えていると思うんです。だから、私は参加して良かったと思うんですけども、やはり事件の内容によってはちょっと躊躇してしまうところもあるのではないかと思います。

司会者

ありがとうございます。御自身は、今回参加するときに、嫌だなと思って来ていたのか、それともやってもいいなと思って来ていたのか、どちらですか。そういう色んな噂を前提として。

3番

私は、家族に話しましたところ、事件の内容によってはちょっと考えたほうがいいよということを言われました。しかし、私自身今年、それほど悩みはしませんでした。やはり知らないことを経験してみたいということでしょうか。それとあとは、変な話ですけど、ジョークになっちゃいますけど、真っ当な市民として選ばれたのかなという、自分が。変な人間とは思われなくなかったんだろうというような、そういうのもありましたね。

司会者

ありがとうございました。5番の方、同じ質問です。

5番

結果的に言いますと、やって良かったなって思います。1番の方が言われたように、最初、封筒が届いたときに、本当に私、真面目に生活しているのに、何か悪いことしたのかしらと思ひまして、ドキドキしながら封筒を開けたのを覚えています。それからこちらのほうに来て、ふるい落とされて、ふるい落とされて、3回戦ですか、私3回戦と言っているんですけど、そこでまた選ばれて、一応参加させていただくようになったんですけども、私もいろんなことに興味ありまして、本当に裁判所に来て、珍しいものが多くて、本当にいい経験をしたなって思っています。それで、最初来たときに、主人が、自分がやりたいと言っていました。私はそのときすごく迷ったんです、やろうかどうしようか。そしたら、主人から、やったほうがいって後押しされましたので、私はやったんですけども、こちらのほうに来て、いろんな裁判官、裁判長と一緒に協議しまして、とても色んなことが勉強になりましたし、ああ、こういうのをするんだって、自分では本当に勉強になったと

思います。それから、裁判員になって、いいことが新聞とかに出ていないんですよね。この間もテレビで、判決が出たときに、あれで良かったのかどうかってすごく不安なインタビューしていましたね。どうかなと私も思ったんですけども、ああいうふうになると、やっぱり全国の方見ていますから、辞退する方が多分増えるんじゃないかと思うんです。私は、またやりたいな、機会があったらやりたいなと思います。今度、1回やったら2回目はばっちりだなとか思いながら、今日も参加させていただきました。今日は、届いたときにすぐ出しました。参加しますって。何しろ、やって良かったなって思います。そして、新聞では、今裁判員裁判の事件がものすごく多いですね。私の担当した事件もそうですが、専門用語がたくさん出てきますので、私も裁判員になってから専門用語の辞書を置いておいて、大体はわかるんですけども、大体じゃこれはまずいなと思って、辞書を調べて、今日もちょっと書いてきたんで、皆さんわかっていますけど、私はちょっとわかっていませんので、そういうので今すごく興味が湧きました。

司会者

ありがとうございます。もともとそんなに嫌だなというふうには思っていなかったんだろうと思いますけど、やってみて、さらに裁判に興味を持つようにもなりましたし、新聞も突っ込んで読むようになりましたということですね。ありがとうございます。ただ、今のお話の中で、新聞とか、テレビ、ラジオでマイナスのイメージの報道がちょっと多いんじゃないか、そういうのが参加したくない理由を増やしているのではないかというふうに思うということですか。

5番

はい。新聞では、いいことをあまり書いていないんです。この判決で良かったのか、その方の人生がどうなるのかって。もうちょっといいことを平等に出したほうがいいなって思いました。

司会者

ありがとうございます。6番の方も同じような質問ですけど、いかがですか。

6 番

私、大学は法学部を卒業したものですから、多少は法律に興味があったというところで、でも法律から離れて十何年も経ったものですから、もう記憶はほとんどなかったんですけども、呼び出しの紙が来たときに、選ばれるといいなと思ってはいたんですが、会社のほうに、6月になって、呼び出しの紙が来ましたという話をしましたら、私はちょっと大きな会社なものですから、総務にも話をした上で、いい機会だから、ぜひやってこいと、会社の方は他の人に任せればいいんだみたいな話だったものですから、特に問題なくできたことはできたんですが、ただやはりまだまだ第一線というか、働いているものですから、本当は休み、土日だとか、あとは午前中だけだとか、午後だけだとか、夜間についても審理というか、そういうのをさせていただいて、もうちょっと裁判員の時間配分というか、そういうのをちょっと考えていただけないかなと思いつつも、ぜひ参加させていただいたという次第でございました。

司会者

それで、やってみていかがですか。

6 番

そうですね。すごく経験になると思いますし、こういうことを若い人がもっとやらなきゃいけないんじゃないかなと思いつつも、ただ周りを見てもあまり若い人もいなかったものですから、もっと若い人を取り込むにはやっぱり時間のそういうところだとか、会社に対する周知だとか、そういうものをもっと徹底していただけないかなという気はしました。

司会者

ありがとうございます。7番の方、お待たせしました。

7 番

結論から言うと、大変ためになった、良かったなと思っています。それから、この選考なんですけれど、私、実は1回目に当たって、それでオーケーして、そした

らまた次も当たったんです。自動的にキャンセルになりましたけど。それと、もう一つは、ここに女性の方は1人ですよ。私が担当した事件のときは、女性はゼロなんです。ですから、どういうふうな形で選ぶのかな。無作為かなとは思いますが、それで実は事件の内容でいうと、被害者は女性だったんです。やっぱり女性の意見も裁判員さんに一人でもいたほうがいいというか、そういうふうにあらかじめ設定したほうがいいのかなという気がしました。それがちょっと気になった。それから、正直言って裁判所というところ、怖い、厳粛なところという気がしたり、小中学生が見学に行くけれど、とても中身、裁判やっているところは見学できませんね。そういう点で、実際に裁判にかかわったということは本当に勉強になりました。それから、なり手が少ないというのは本当に残念だと思います。その中の一つは、私は、選ばれて、やはりどんどん積極的に評議あるいは裁判所で質問しなくちゃいけないのかなと思っていたわけです。しかし、幸い事件は殺人事件ではなかったので、未遂だったので、いいんですけど、やはり言わなくちゃというか、被告人に面と向かって質問するというのは非常に勇気が要るといいます。それから、もう一つ考えてみると、青森のほうだったでしょうか、死刑判決が出たことがありましたよね。結局裁判員の一人として、死刑に携わるような、そういう事件になると、やっぱり非常に何か重くなってくるのかな。そういったいろんなこと。それから、いい評判というか、出ていない。そういうんで積極的に参加する人が少なくなっているのかなと思いますけど、私としてはいろいろな人にいっぱい出てもらったほうがいいのかなと思っています。以上です。

司会者

どうもありがとうございます。大体一通り色々なこととお話しいただきましたが、参加したくなかった方もおられたし、参加してもいいなと思っていた方もおられたけども、結局やってみると、まあやったほうがいいなというふうに意見が変わってくるということは明らかのようなんですよ。それは報道のとおりですね。やっぱりそれは中身がそうだったということになるんでしょうかね。幾つかサジェスチョ

ンいただきましたよね。こうしたほうが良いという、参加意欲を上げるためにはこうしたほうが良いというのがもしあるのであれば、そういうところをもうちょっとやっていかなきゃいかんということになりますかね。どうもありがとうございました。次に早速裁判の中身なんですけど、どこを皆さんに判断していただきたいのかということがわかっていただけたかどうか、いつわかったのか、そういう説明は誰からどういうふうにされたのかというあたりが知りたいんです。7番の方、事件としては窃盗と殺人未遂と強姦致傷でしたよね。どこが争点で、どういうことを判断してくださいというのは、よくわかりましたか。

7番

難しいというか、そのときも女性がいないでしょう。裁判官の方はいたんですけど、やっぱり女性の心理とか、そういうものもやっぱり意見の中で、討議の中で出てくるといいかなと思って。合意があったかどうかとかいう、そんなような争いだったんですが、女性の気持ちというのが十分つかめなかった。それと、もう一つのほうでも、我々テレビの見過ぎなんですけれど、もうちょっと突っ込めば、その人を召喚か何かすれば、もっとはっきりできた、時間的にいろいろあるんでしょうけど、そういう面で私としてはもうちょっと深く掘り下げられれば良かったのかなと思います。

司会者

今のお話は、この事件で、こういうところの争いだったということはよくわかった、ただ、その点について、どういう証拠がいいかという話になると、やっぱり色々な人の話を聞いたかったということですね。

7番

はい。

司会者

6番の方、いかがですか。どのあたりが争いだったというのは御記憶ありますか。

6番

その行為が故意だったのか、偶発的だったのか、それとも計画的だったのかというところが争点だったんですけれども、中止犯という話も出ていました。

司会者

そこを判断してくれということは終始わかっていたか。わかりやすく説明されましたか。

6 番

私のときは、女性の裁判官の方がとても弁の立つ方で、その方がとてもわかりやすく話をしていただいたものですから、皆さん大体わかっていたとは思いますが。

司会者

検察官と弁護人の冒頭陳述はどうでしたか。わかりやすかったですか。それとも、裁判所から説明を聞くまでわからなかったですか。

6 番

検察官の方は、すごく慣れていらっしゃる方だったんですが、弁護人の方があまり慣れていらっしゃらなかったような感じの方だったものですから、ちょっとそのあたりがぼやけていたところがあって、その後、裁判官の方がフォローしてくれたので、わかったというのはありません。

司会者

証拠はどうですか。どんな証拠があったんですか。

6 番

そのあたりは、きちんと整理してというか、わかっていたと思います。

司会者

そういうのはわかりやすかったですか。

6 番

はい。

司会者

証人はどうですか。

6 番

証人は、被告人の家族とかが出てこられたんですけれど、なかなか、家族だしというところもあって、参考になるかというところはちょっと何とも言えないところもありました。

司会者

ありがとうございます。6 番の方は、被害者の方は来られていましたか。

6 番

来られていました。

司会者

被害者を聞く必要があったかどうか、どうですか。それは、聞いてみて良かったですか。よくわかりましたか。

6 番

被害者の話も聞いて、ただちょっと微妙な仕事というところもあって、認識というか、ちょっとカバーがかかってしまったなというのがあったんですけれども。

司会者

でも、そうすると被害者に聞くから、事件がよくわかったという感じになりますよね。

6 番

それはそうですけども。

司会者

それがわからないと、むしろそういう実態が見えないわけですよ。

6 番

ただ、その仕事が終わっていらっしゃる裁判員とわかっていらっしゃらない裁判員がいらっしゃって、その辺でちょっと差というか、温度差があったなというのは非常に感じました。

司会者

ありがとうございます。5番の方はどうでしたか。検察官とか弁護人が最初にそういう争点の設定についてわかりやすく説明したから、わかったのか、それとも裁判所が後で、ここを説明したから、わかったのかというのはどうですか。

5番

やはり裁判長と裁判官が詳しく説明してくださるんですね。それでわかります。

司会者

証拠をいろいろ聞きますよね、その点についてですが、証拠書類というのは読んでいるのを聞いていてわかりますか。

5番

やっぱりきっちりとは理解できませんけれども、わかります。

司会者

そういう書証を検察官が大体朗読してくれますが、もう一回読まないとうわからないということはありませんか。

5番

1回聞いただけじゃなかなかわかりにくい。やっぱり見たほうがいいと思います。

司会者

メモはどうですか。人がしゃべっているとか何か読んでいるとき、メモはとりましたか。

5番

ちょっと難しい専門用語だと、書いておきます。

司会者

読み方が下手だなとか、そういうのはどうですか。

5番

大丈夫でした。

司会者

どうもありがとうございます。3番の方も同じ点をお聞きします。最初から検察

官とか弁護人がいろいろやりとりしていることはよくわかりましたか。それとも、部屋に戻って、裁判長から説明があってよくわかりましたか。

3番

私は、冒頭陳述から細かにメモをとっておりましたので、例えば検察官だったら「検」で、弁護士なら「弁」という形で、どういうことを言ったということをメモしておりましたので、ですから事件の概要というのは非常によくわかりました。

司会者

争点はどこなんだというのはどうですか。

3番

その争点については、私の場合は放火によって人が亡くなってしまったということで、そこに住居があったかどうかと、それによって判断が分かれてしまうところだと思っただけです。

司会者

放火の故意、建物が燃えると思ったかどうかということですか。

3番

そうです。

司会者

そうですね。そういう点が、自分は燃えると思っていなかったというような言い方をしているんですよね。

3番

そこに家がある、居宅はなかったから、火は燃え移らないと、火はつけたのは間違いないと。

司会者

家まで燃やすつもりはないんだと、こんなような感じですか。

3番

はい。ただ、そこについては証人の方とかの意見、いつも被告人が通っていると

いうこととかを認識して、あと火をつけた後に現場から離れて、その場面を見ていたとか、そういうところでは、ああ、やはり認識していたんだろうなということ、そういうのを裁判員の方で話をしました。

司会者

要するに何か証拠で判断ができた。

3番

はい。物的な証拠というのはないんですけどね。

司会者

そういう争いだということは、要するに検察官とか弁護人の冒頭陳述でメモをとったし、よくわかったということですか。

3番

わかりました。検察官に対しても質問したいという場面が私の場合はあったんです。というのは、被告人が自首をしたんですが、その1週間前に暴力の事件を起こしているということで、それでどういう流れで自首をしたのかとか、そういうのは被告人は、自分に有利だとか、そういうので黙秘権というのがありますから、一切話はしないんですけども、そういうところのやりとりとか、あとはその事件についての調書を検察官が読み上げたときに、被告人の態度とあまりにも違う言葉遣いというんでしょうか、例えば法廷の場では被告人は、わたくしはとか、わたしはというような丁寧な言い方、ですますという語尾でやるんですが、検察官が読み上げた調書には全て俺はとか、俺は高校に出てからどうのこうのとか、そういう中で乱暴な言い方というんでしょうか、そういう人間性が見えないという部分というのがあって、そういうところがわかれば、もっと良かったかなと。あとは、被害に遭った方の御家族とか親族の方というのが証人で一人も出なかったんです。ですから、そういう方たちの、今被害に遭った方の御家族だとか親族の方が感情を述べる、裁判の場ではあるんですけども、そういう処罰感情とか、賠償の問題とか、そういうのが一切出てこなかったの、そういうところがもう少し突っ込んでわかればな

ということを感じました。

司会者

裁判員をやっていて、ここを知りたい、あそこも知りたいというところがあったのに、例えば検察官のやっていることでも、そこはどのようにしてなのか知りたいのに、なかなかそこが届かない感じですか。

3番

はい。

司会者

それは、裁判長には相談したんですか。

3番

質問としては検察官とお話というのはできないんですかといったら、それはできませんということで。もう自分の中で割り切ってしまう。あと、弁護人の方は国選の弁護人だったんですけども、やはりそうするとなかなか・・・何て言ったらいいんでしょうかね。やはり自分で進んで引き受けたわけではないというところが。

司会者

そういう態度が見えるということですか。

3番

2名いらっしゃったんですけども、1名の方は若い方で、何言ってるのかなというようなところも、皆さんでもう終わった後で控室戻ったときに、全然何かわからなかったねというような、そういうようなところがありました。検察官の方が証拠を出したときと、弁護側が同じように出したときに、やはり争点が合わないというんでしょうか、ずれているところを、感じたような気がします。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、2番の方はどこを判断すべきかというのは、わかりましたか。

2番

比較的その裁判の案件が、語弊はありますが、簡単だったと思ったんです。自白されているので、争点としてはきっと量刑をどうするかというところだと思うんですけど、そこは裁判長の方だと思うんですけど、ちょっと記憶だけで申し訳ないんですけど、あるときに、それがいつだったか、ちょっと覚えていないんですけど、争点的にはこうじゃないですかというような感じでお話しいただいたので、それは裁判員の方もそう感じていたので、それはスムーズにいったのではないかなとは感じておりますが、ちょっと1つだけ言っておきたいのは、朝、きっと9時ぐらいにここに来て、選定されて、自分たちが選ばれるかどうか分からない状況の中で選ばれて、すぐその日に法廷に出るところは、非常にびっくりしました。その中で争点と言われたって、冒頭陳述はきっと、ある程度頭白かったんじゃないかと思います。だから、そこは頭に入れろと言われても、ちょっと困るところだと。そこは何とかならないのかなという気はしないでもないというふうに感じています。

司会者

率直な御意見ありがとうございます。そこが一番感じましたか。

2番

感じたところはそこのところですね。あとは、そういう争点がはっきりしていたので、証人の方も結局弁護側の証人の方だけだったので、非常にわかりやすい、初めとしては非常に、本当にいい勉強になったというか、いい経験をしたという形です。

司会者

1番の方はどうですか。そこが争点で、やることはここだなというのがもう当初からわかって聞いているかどうか。

1番

2番の方と同じですけども、当日選任されて、当日のうちにというか、もう1時間ぐらいですよ、決まって、多分1時間か、昼食も食べないうちに法廷に出たと思うんですけど。それは、だからびっくりしまして、冒頭陳述の意味だとか、一応

説明はあったと思うんですけど、素人なので、このポイントは何とかという説明はあったとは思いますが、理解はきちんとできていなかったかなと思っています。ただ、争点はもう明らかだったので。あと個人的にちょっと驚いたのは、資料が素人でもとてもわかりやすいんですね。

司会者

それはどちら側から出ている資料ですか。

1 番

両方。

司会者

弁護人から出るほうもわかりやすいですか。

1 番

そうですね。もっとイメージしていたのは、もっと専門用語が並んでいて、字が多くてというようなものを何か朗読していくようなイメージを持っていたんですけど、図があったりとか、色刷りだったとか。我々みたいな素人でもわかるようなものだったので、あっ、こんなふうに行っているんだというのはちょっと驚きました。

司会者

ありがとうございます。ちょっと話は変わりますが、証人や被告人の話をするとき、もうちょっと聞けばいいのになとか、質問の仕方がおかしいとか、何か御意見、感想ないですか。

1 番

3 番の方もおっしゃっていたんですけど、弁護人の方が一体何を質問しようとしているのか、意図がよくわからなかったという場面がありました。実際に法廷で裁判長が早く簡潔にしてくれというような注意をして、それは若い方でしたけど、もう一人ベテランの方が、ここからの質問は私が代わりますということで代わられましたけども、争点が量刑だったので、情状酌量のところを多分訴えたかったんだろうなと思うんですけども、もっと何かやり方があるのかなというのは感じました。

また、やっぱり被害者の方が出づらいとは思いますが、被害者の方の意見とか感想とかいうのを聞けなかったというのは、ちょっと最後、自分の中で量刑を考  
えるときには、そういう意見があったほうが良かったなというのと、もし被害者が  
出てこれないのであれば、私も検察官に質問をしたかったなというふうには思  
います。

司会者

皆さん、被害者のある事件であれば、やっぱり被害者の声を聞きたいなという感  
じはしますか。

3番

手紙でもいいので、もしそういう何か処罰の、例えば大目に見てほしいとか、厳  
しくしてほしいとかという意見がもしあるならば、その感情はやはり表していただ  
ければというふうに思います。

司会者

5番の方どうですか。

5番

扱ったのは全部女性だったものですから、女性って弱いんだと思いました。それ  
と、1つびっくりしたのは、これは何か理由があったんだと思うんですけれども、  
弁護人の方がマスクしていたんです。マスクして弁護していたんですけれども、そ  
れを見て、本当にびっくりしました。部屋に帰って、話をしていました。

司会者

そういうところに目が行きますか。

5番

ええ、行きます。そしたら、裁判官の女の方、1人いらしたんですけれども、私  
たちが言ったものですから、理由を話してくれましたけれども、それでちょっと納  
得しましたけれども。

司会者

ありがとうございます。ちょっと話を変えさせていただきます。いろんな方に質問したりする機会があったと思うんですけど、皆さん御自分で質問されましたか、皆さん御自分で直接お尋ねになられましたか。

7番

その前に、裁判長なんていうと、怖いというイメージがあったんですけど、一緒に食事をして、非常に評議会の雰囲気はよかったので、いろいろなことをしゃべれたかなという気がしています。

司会者

例えばそういうことがあると、評議とか、そういうのが良くなりますか。

7番

と思います。

司会者

そうすると、そこは結構大事ですか。

7番

いいと思います。

司会者

さらにお尋ねしますが、法廷で直接質問されましたか。

7番

被告人に対して法廷で質問するときはちょっと勇気が要ったんですけど、質問しました。

司会者

質問をしやすいですか、しにくいですか。

7番

しにくいですよ、もちろん。

司会者

それはなぜですか。

7 番

やっぱり相手に面と向かって言いますから、やっぱり抵抗があります。

司会者

それでも質問できたのはなぜですか。

7 番

裁判員に選ばれて、何か言わなくちゃと思って、あえて言いました。

司会者

ありがとうございます。6 番の方はどうですか。直接質問されましたか。

6 番

はい。

司会者

何かひっかかるものはありましたか。

6 番

いえ、特には。

司会者

今言った質問しやすい雰囲気とか、発言しやすい雰囲気とかというのは何かありましたか。

6 番

法廷内ということですか。

司会者

法廷でも評議でも結構です。

6 番

すごく和やかな雰囲気を作っていたのかなというところもあって、当時ちょうど「HERO」という映画がやっていたもんですから、その話をしてくれたりだとか、すごく和やかな雰囲気だったので、発言しにくいということは特になかったかとは思われます。

司会者

ありがとうございます。

3番

私の場合は、被告人の関係者、傍聴人の態度というのがあまり良くなかったんです。特に女性の方たち、女性が数人いらっしやっただけですけども、やはり怖いということで、駅まで皆さん一緒に帰るとか、あとは終わったときにそういう駐車場に残って、被告人の関係者の方が残って、親族の方が残っているときに、まだいるので、ちょっと待ってくださいと待機をさせられて、いなくなったから、じゃ皆さん帰ってくださいということで帰ったりとかいうことがあって、そういうのがあると、どこまで匿名性というのが本当に守られるのかということで、そうすると質問がやはり、私は別に気にしていなかったですけども、出しづらい雰囲気になってしまって、動揺してしまったところがあったので、そのときに、聞きたいことがあっても、ちょっと躊躇してしまう、怖い事件なんか躊躇してしまうところがあると思うんです。裁判所の傍聴人だとかを見たときに、反社会的な事件だとか、そういうときに。それは、例えば裁判官だけで判決を下すか、裁判員を含めた裁判にするかということは決めると思うんですけども、もしそういったときに、できなければ、あらかじめ質問をしたいけど、できないといたら、誰がしたかわからないことを裁判官なりが、メモなりなんなり、聞いて、それを代わりに質問していただけたらなという場があってもいいのではないかなというふうに感じました。

司会者

ありがとうございます。

3番

特に、あと朝、入ってくるときに傍聴人と裁判員、同じ入口から入ってきて、そこにベンチがありますよね。そこにもういるんですよ。それで、エレベーターで上に上がるまで、入口は別々ですけども、何か、にやついた感じというんでしょうか、じろじろと見ている雰囲気があったりとかしたので、入口を分けていただいた

りとか、それとあと本当に匿名性を守っていただけるのでしたら、質問したいことがあったら、それが誰かがわからないようにしていただければ。顔がわかっているわけですので、名前とかわからなくても、そこまではきちっとしていただければと思います。

司会者

ありがとうございます。今の質問をしにくいのは、代わりにやってもらえるというふうに言われなかったですか。もし質問したくても自分でできなかつたら、代わりにしますから、メモをくださいという説明はなかったですか。

3番

なかったです。

司会者

あと、セキュリティーについて御指摘いただきましたけども、セキュリティーは甘いなという感じがしますか。

3番

私は、そのときに感じたんですけれども、いつか必ず報復ではないんですけども、起きるんじゃないかなという危惧がありましたね。他の裁判所で4人の方が辞退したと、裁判員と裁判員候補者の4人の方が辞退して、判決の期日も決まらないということがあると聞いて、もう顔覚えとるけんって、そういうことを言われて、相手が捕まっても、そういうことを言われたら怖いですよ。だから、何かあったら連絡してくださいということで紙はもらうんですけども、どこまで見られているのかなという。だから、帰るときに何回も後ろを皆さん振り返ったりとかして。

司会者

わかりました。他の方はセキュリティーについてどうですか。

2番

緩いと思いました。同じように、やっぱり、あっ、ここでみんな、ここから入るんだ、警備員の方は確かにいらっしゃるけど、あそこで傍聴する方もみんなちょっ

というののはやっぱり感じます。ちなみに、我々がやった裁判では、メモでよこしてくださいと、説明がありました。

司会者

他の方どうですか。セキュリティーについて御意見があれば。

6番

私もセキュリティーがすごく甘いなのというのは感じまして。

司会者

どんな点ですか。

6番

やっぱり被告人の家族とか親族の方が朝のトイレで一緒になったりだとか、隣同士になったりだとか、そうすると何か会釈されて、向こうもわかっているんだなというの非常に感じましたし、多少そういうところは考慮してほしいなのというのは感じました。

司会者

ありがとうございます。いかがですか、他の方は。

5番

私が最初来たときに、全然普通なんだって思いました。第一印象。ただ、帰るときに、エレベーターまでお見送りとか、あれはやっぱり、ああ、こうなんだってまた思いましたし、セキュリティーに関しては全然そういうのはない、感じなかったです。

司会者

ありがとうございます。話を戻しますけれども、証拠を調べていて、証拠が足りない、ここも知りたい、あれも知りたい。他方で証拠調べしていて、これは何のために調べているの、この証拠は不要だなというのはありましたか。もしくは、人がけがしているので、ひどい写真だなとか、そういうような証拠の適切とか不適切というのは何か感じたことはありますか。

7 番

前にもちょっと話したんですけれど、殺人未遂の事件なんですけれど、関係した人を呼んで、喚問というか、素人判断ですけれど、時間だとか、いろいろあったりして大変だと思うんですけれど、もうちょっと追及していければ、もっとはっきり全容がつかめるのかなと、そんな感じを持ちました。

司会者

それは、今の御指摘は、証拠が足りないなという感じですか。

7 番

はい。

司会者

多過ぎるなというのありましたか。

7 番

それはなかったです。

司会者

6 番の方はどうですか。証拠について、必要十分なのか、それとも多いのか少ないのかというのは。

6 番

多分必要十分だとは思いますが、テレビの見過ぎかもしれないのですが、現場というところもやっぱりもうちょっと、何かそういういろいろな背景があるのかなというのも含めて、見てみたかったなというところも少し感じました。

司会者

現場ですか。6 番の方は、殺人未遂の事件ですよ。

6 番

そうですね。現場になったのがこういう街で、こういうところでというような、そういう背景がいろいろあるのかなという気もしましたものですから、見取図で、こういう形でということで、逃げられたとか、こういう家の見取図だとかという話

はいろいろあったのですが、より理解するにはやっぱり現場を、まだあるようだったので、現場を見させていただくのが一番本当は良かったと思います。

司会者

写真はなかったですか。

6番

写真はかなりあったんですけども、争点のところなかなか想像つかないところもあったものですから、その争点の部分で見たかったなというのは多少ありました。

司会者

ありがとうございます。ちょっと技術的になるんですけど、法廷にモニターがありましたね。また、証言台の上には書画カメラや、色んな機械を使ったりしていますけど、そういう機器について何か御意見ないですか。

1番

強盗致傷ということで、傷の写真とかが映し出されたりとかしましたけども、それは普通に見やすかったので、あってしかるべしというか、特に違和感はなかったですね。ただ、やっぱり映像とか、そういう写真とか映像とか、もちろんなかなか見るに耐えられないようなものもあると思うんですけど、ただ現場とかの映像とか、そういうものがあると、もっとイメージがしやすいなというのは感じました。

司会者

やっぱりイメージ大切ですか。

1番

そうですね。あと、さっき弁護士の方もちょっとわからなかったというのもあるんですけど、割と事件としては軽かったとは思うんですけども、でも検事の方も、本気なのかというのがちょっと感じられて、計画性があったかどうかというのも争点になるかと思ったら、結局そこは追及しなかったんですけども、でももっと追及すべきじゃないかなと私は感じましたけども、結局最後は計画性はなかったという

ことになりましたけども。やっぱり被害者の方はもっと色んなダメージを受けているんじゃないかとか、あと検察官の方はどういう思いでそういう主張をされているのかというのは、ちょっと質問したかったのかなという思いはあります。

司会者

ありがとうございます。それじゃ、審理について最後の質問になりますけど、検察官と弁護人というのは、審理の最初に冒頭陳述というのをやりますよね。それから、終わりに論告というのと弁論というのをそれぞれやるということで、それぞれの主張を述べると。これについてわかりやすいとか、わかりにくいとか、御意見どうですか。

5番

特に、これというのはなかったです。ああ、これで終わり、お互いに述べますよね。ただ、検察官のほうを追及していました。刑も重かったのも、ちょっとびっくりしましたけれども、あとは特に大丈夫だったです。

司会者

ありがとうございます。

2番

検察官が計画性のことを何とかしたいというふう感じていたんだけど、できなかったというのがちょっと見えた。というのは、要は2年前に起こった事件で、どうやって被告人というか、犯人が捕まったかという説明は確かなかったとは思いますが、きっと物的証拠がなくなっていたんじゃないかなと想像できるんです。それがあるから、結局計画性というものを立証できなくて、じくじたる思いもちょっと見えたというようなところもあって、そこはやっぱり評議の中でみんなが言っていたんですけど、無理だなというところで、その辺も逆に見えたというところは良かったかな。

司会者

立証がなければしょうがないねという説明はあるわけですよね。

2番

現時点では無理ですよというような話はあったと思います。

司会者

他の方はどうですか。

3番

私の場合は、被告人が自首する1週間前に、まず別事件を起こしているということ、それとあと放火をしたんですけど、放火をする数時間前に別の場所に火をつけたということを検察官が述べたんですけども、例えば別の場所に火をつけて、それで、すかつししないから、そこでまた別のところに火をつけたということなんですけど、そういうことは加味しないで、今回の事件だけについてを判断するというのであれば、検察官が過去のことを言う必要もないでしょうし、あえて言うのであれば、そういうことも加味して判決というのをある程度重きに下すという判断も必要なのではないのかなというふうに感じました。

司会者

中身として、ちょっとよく理解できないところがあったということになるんですか。

3番

ええ。それとあとは、被告人が精神的な病を抱えていて、精神科に通院していたということを証人が述べたんですけども、そのことについても一切触れないということですか、そういう精神的な病を持っていたら刑はどうかと、曖昧になってしまった部分があるので、そうすると判断するときに、やはりどちらかという検察官寄りになってしまったような気もしないでもないです。

司会者

弁護側の立証が足りていないなということですか。

3番

そうですね。ストレートに言ってしまいますけど、少々やっつけ仕事みたいなと

いうんでしょうかね。

司会者

印象がそうだったと。ありがとうございます。6番の方はどうですか。

6番

非常にわかりやすく陳述されていると思うんですけども、何か私たちの事件では、どちらかという被告人のほうが、最終的に罪を軽くしようとして、嘘ばかり言い始めてしまったところもあって、争点というところから大分離れてしまったところもありましたものですから、基本的には検察官と弁護人の言っていることはよくわかりましたし、ただ被告人の方がちょっとおかしなことを言っていたなという印象は残ってはいますけれども。

司会者

ありがとうございます。それでは、審理について、特に何かお尋ねしておきたいことはありますか。

高橋検察官

何点かお尋ねしたいことがあるんですが、まず傷の写真の関係で皆さんの御意見を伺いたいと思っております。今回とりあえず生きている人の傷ということで限定させていただきたいんですが、傷の写真というのを示すことがあると思いますし、実際皆さん示された方が多いのかなと思いますが、傷の示し方として、写真そのものもいいとか、イラストがいいとか、そもそもないほうがいいとか、そういう御意見をお聞かせいただければと思います。

5番

この事件は、全部女性だったんですけども、それで力づくで押さえつけたり、あるいはたたきつけたりという感じで、写真が載っていたんです。やっぱり本当のことだから、特に顔は嫌でしょうけれども、でも本当にこういうひどいことがあったというのを、事実ですので、私は良かったなって思います。ただ、顔だから、すごいんですね、その写真は。でも、ああ、こういうひどいことをやられたんだとか、

抵抗できなかったんだとか思うと、やっぱり現実に載せたほうがいいかなと思いましたが。

司会者

ショックはないですか。

5番

私は、別にショックはないです。ああ、こういうひどいことをやられたんだ、かわいそうに、そっちのほうが先です。

司会者

他の方はどうですか。

2番

私は、個人的に今の質問は不思議だと思うんですけど、裁判員制度で一般の市民の人にこういう裁判員として参加して、証拠を確認するとかという制度がある以上は、何らかの形で事実を認識しないといけないと思うんです。だから、もしそこが疑問になってしまうのであれば、裁判員制度自体を考え直したほうがいいんじゃないかと思うんです。

司会者

そういう意見もありますね。

2番

とはいつつ、私たちの場合は、傷は比較的軽かったのですが、ああ、やっぱり傷が付いたんだなということで確認できましたけども、個人的には、そうはいつでもやはりかなり重いものは見たくないです。

司会者

死体写真なんかどうですか。

2番

嫌ですね。ですから、もし次に当たってしまったときには、当日の選任手続に候補者で来て、そのときになって事件がわかるじゃないですか。もしそういうのが想

定される場合には拒否すると思います。

司会者

そうだとすると、選任のときにそういう写真がありますよということはあらかじめ言ってもらいたいということになりますか。

2番

そうですね。ただ、想像はつきますよね。

司会者

ありがとうございます。他には御意見はありますか。

1番

やっぱり人それぞれというところはあると思いますから、その人、その人でいうか、それは差があってはいけないかもしれないんですけど、やむを得ないのかなという気もして、イラストを選ぶか、それとも写真を選ぶかというところで、個人個人選ぶというのも一つの方法なのかなという気はしますけれども。

高橋検察官

全く違うことをもう一点。最近では、ちょっと前に出て冒頭陳述とか論告をやるというのが検察庁のトレンドとなっているんですが、そのとき、どのくらい目を合わせたほうがいいのかということにつきまして、何かちょっと顔を見るとそらす方もいらっしゃるので、あまり顔は直接見ないで、何か別の、裁判長とか、そういう真ん中の人あたりを見たほうがいいのか、それとも目を見て話したほうがいいのかという御意見をお聞かせいただければと思います。

5番

私はそれをちょっと期待して来たんです、本当は。テレビで見る、そのままかなと思ってはいたんですけど、なかったんです。ちょっと残念だったかなと。

司会者

ありがとうございます。

中原弁護士

今のところ、まさに質問しようと思っていたんですけど、皆さんが経験した裁判員裁判の中で、弁護人の冒頭陳述と弁論のスタイルとわかりやすさについて教えていただきたいんですけども、真ん中に立って、弁論をしたのかどうか、もしくは当事者席でペーパーを読んだ、読み上げたという形のスタイルだったのか、そのスタイルはわかりやすかったのかどうかについて教えてください。

2番

印象にないですね。席でやられていたと思いますけども。そこは、今、別に裁判ではなくて、普通の企業とか、我々もそうですけど、プレゼンテーションだって、いろんなやり方があって、今まさにアップルのああいうスタイルとかがトレンドですから、企業の研修とか行っても、いろいろなスタイルを勉強するんです。だから、同じように検察官の方も弁護士の方もいろいろ勉強されて、効果的なプレゼンテーションされるというのはあってしかるべしだと思いますけど。

中原弁護士

3番の方は、何かやる気なさそうって言っていましたが、どんなスタイルでしたか。

3番

私の場合は、最後の求刑の場有的时候に、弁護人の方が2名いたんですけども、1人、最初に若い方が話し始めたんですが、どうもまごついてしまって、もう一人、多分ベテランの方、その方が、ちょっと代わりますということで、今度は真ん中に出て、情感たっぷりにやったんですけども、そのとき皆さん評議室に帰ったときに、最後になって、本気出したなというような感じでしたね。その前に検察官の方がやはりきつい口調というんじゃないんですけども、かなり説得力のあるような言い方で、私たちの1人ずつの顔を見ながら論告の求刑に当たってということで述べて、ある程度の時間を使いましたので、それに対するという形だとは思うんですけども、そうするとやはりある程度は、事務的ではないんですけども、人を守ってあげたい、人を裁きたいという立場からすれば、お互いに真剣な取り組みをしている

んだよということをお互い程度表したほうが説得力、お互い弁護人の方も検察官の方も伝わるのではないかというふうに思います。テレビほど派手ではないんですけど、そこではかなり、一番最後に臨場感というんでしょうか、そういうのをやっぱり感じることができました。一番最後で、もうそこで終わってしまいますので、やはりそこが一番肝心要かなと。被告人にとっても肝心要のところかなというふうに思うんで、そこはやはり工夫されたほうがいいのかと思います。

司会者

ありがとうございます。

渡邊裁判官

6番さんと7番さんに順番にお伺いしたいんですけども、6番さんの事件で、中止未遂という何か普段聞き慣れないものが問題になりましたよね。もちろん最終的には中止未遂というのはどういうもので、一体この事件では中止未遂のうちどういうことが問題になっているのかというのは多分御理解いただいて、評議されたと思うんです。そして、色んな段階で、最初は、冒頭陳述で、まずそこが問題になりますという話が多分出てきて、審理の中でもその点の証拠調べがあって、論告、弁論なり主張があってという順番があったと思うんですけども、どの段階でようやく理解できたかという具体的な御記憶ってありますか。例えば冒頭陳述を聞いて、その言葉についてわかったのか、その時点ではわからなかったけど、裁判官が説明してくれてわかったのか、あるいは評議に入ってからわかったのか、その辺何か御記憶ってありますかでしょうか。

6番

裁判員の方の人それぞれ皆さん感じ方が違ったかなという気はするんですけども・・・。

渡邊裁判官

御自身のこと結構です。

6番

私は、もともと故意なのか故意じゃないのかというところも含めて、自然になったのか自然じゃなかったのかというところですよ、中止未遂って。

渡邊裁判官

いや、最後に何かやめるときに、やめてはいる、要するに殺さずにやめたというんですか、やめたとは思いますが、弁護人としてはそこが法律上、中止未遂に当たるんだみたいな、そんな御主張があったんじゃないかと思うんですけれども、御記憶ありますか。それ自体あまり御記憶がない感じですか。

6番

そうですね。すみません。私は、もうすごく記憶に残っているのは、あくまで今回は計画的なのか、それとも突発的になったのかというところが争点になるのかなと思っていて、中止未遂もそのときは確かわかっていたはずですけども、すみません。ちょっと記憶が。

渡邊裁判官

7番さんのほうでも、7番さんの事件では、殺人のところで、ケーブルで首を絞めたんですけども、犯人が途中で自分でやめたという事実になっていて、それも法律的な用語でいうと中止未遂だということになっていて、それ自体は争いがなくて、ただその中止したということを経験の中でどう評価するのかみたいなことが問題になっているようなんですけども、あまり御記憶ないですか。つまり、最後に刑を決めるときに、いろいろな要素を、こういうことがあるから、重いんだとか、こういうことがあるから、軽いんだという刑を決める場面がありますよね。そこで犯人が自分で殺害行為をやめたというところをどう評価するのかというようなことが問題になっているようなんですけども、あまり御記憶ないですか。

7番

はい。

司会者

いろいろとありがとうございました。それでは、大体審理はこの程度にいたしま

して、今度は評議です。まず、評議という場で、あれだけたくさんの方がいて、裁判官もいて、他に何人も仲間の裁判員いるんですけど、発言しやすいとか、しにくいとか、自分の意見を思うとおりのことが言えたか言えないか。もし言えない、言いにくいとすると、どこらあたりが理由で言えないのか、言いやすいのはどうしてか。どうですか。

1 番

私は言えました。

司会者

話しやすい雰囲気というのは関係ありますか。他の方を見ていてどうですか。

1 番

私たちのときは、男女比も年齢層もばらばらで、男女比半分だったと思うんですけど、年齢も20代から70代の方までばらけていて、何かそうやって選んだんじゃないかというぐらい、そういう質問が出たぐらいにバラエティーに富んでいて、いろいろな人がいろいろな立場で発言をされていたので、私は、そうですね。わかりません。私の個人的なキャラクターかもしれませんが、言いたいことは言えましたし、周りも言っていたと思います。

司会者

2 番さんどうですか。

2 番

私は言えますけど、やっぱりコーチングというか、裁判官の方、副裁判官というんですか、その方がうまくコーチしてくれている部分がやっぱりあって、今回この前の審理とか内容を見ると、逆にこれだと誘導される環境を作ってしまうというふうに後で思いました。後でわかったんですけど、その3人の方は同じ部屋というか、裁判長をやっている方と2人の方は同じ部屋というか、チームを組んでいる。これって、会社でもそうなんですけど、環境をもしかしたら作ってしまう可能性があるよなというのをちょっと感じました。だから、和やかな雰囲気は当然いいんですけど

ど、その歯止めって何でしょうというようなところが外に出るのかなという気持ちにはちょっと感じました。

司会者

3番の方、どうですか。

3番

私の場合は、私はこう思います、私は何年が妥当と、私はどうしてということで、そういうところできちんと意見は出せました。

司会者

どうですか。気遅れや、しゃべりにくい雰囲気というのはなかったですか。

3番

ないですね。ただ、自分の個人としては、やはり人を裁くというので最後はやっぱり緊張というんでしょうか、それで人の人生を左右するということで、ちょっと怖いなということはありませんでしたが、自分としてはいい判断を下せたと思って、信念を持ってやりましたので、特にそういう気遅れとかはなかったです。

司会者

5番の方にお尋ねします。評議をされていて、裁判員同士で、それは違うんじゃないかとか、裁判員同士の話というのはあるものなんですか。

5番

なかったように思います。ただ、副裁判官の方、女性の方だったんですけども、とってもはきはきされていて、順番に指していつてくれましたので、それなりに皆さん意見言っていましたけれども。

司会者

ありがとうございます。6番の方は、どうですか。

6番

私のときは、結構裁判員同士で、ここは違うんじゃないかみたいな話があったりもしました。そういう話もいろいろあった中で、非常にまとまりがあったというか、

すごく私のときも本当に裁判官の女性の方がすごく明るい方で、すごく何かまとめるのがうまい方だなという感じの方でした。

司会者

ありがとうございます。7番の方はどうですか。自分の意見は言いやすかったですか。

7番

5番の方と同じで、本当に言いやすい雰囲気でした。

司会者

自分の意見は十分言えましたか。

7番

結構言ったつもりです。

司会者

ありがとうございます。それで、評議の時間は十分足りましたか。

2番

先ほど来から言っているように、ちょっと簡単というか、わかりやすい裁判だったので、時間は十分にあって、予定より確か早く済んだという記憶があります。

司会者

1番の方も一緒ですか。

1番

時間は十分にありました。早く終わったぐらいですけれども、ただ本当に、だから早く終わって良かったのかという気持ちはちょっと残っています。

司会者

どうですか。時間は足りましたか。

3番

皆さん考える時間が十分に、ある程度ありましたので、だからそれほど悩まずに、スムーズに話ことができました。

司会者

さらにその点について、お尋ねしますけど、日をまたいで、例えば土日を挟んで、金曜日から、今度月曜日やりますとなると、忘れちゃうんじゃないかと思うんです、前話したことが。金曜日話したことを月曜日思い出す、何かそういうことでメモがあったのかとか、裁判官から評議した内容のメモを渡されたとか、そのあたりで何か記憶にありますか。

3番

最後に振り返りではないんですけども、日をまたいだことで、事件の最初から最後までを裁判官の方が再度振り返るようなことで書類を見ながら、皆さん忘れているところも思い返すことができて。だから、スムーズに。あと、考える時間が2日間、土日とあったということで、良かったなと思います。

司会者

そうすると、結果からいって、評議に間が空いたとしても、むしろ考える時間がとれるし、かつリマインドするから、間が空いたって大丈夫だと、こういうことですか。

3番

そうですね。

司会者

わかりました。他の方どうですか。日をまたいだということがありましたか。日をまたいでいて、評議は継続できるものなのかどうか。どうですか。6番の方どうでしたか。

6番

私も日をまたいだようなんですけれども、今思い出すと、ちょっとやはり多少忘れてしまったところというか、記憶がないところも多少あったかなという気は、それはしますけれども、ただその前の、日をまたぐ前のときに、もう既に私どもはもう大体の結論というか、少しそういうものも何か含めて考えていたところもあった

もんですから、その評議もかなり短い時間で終わってというところで、できたなどは思っていました。

司会者

メモなんかは、御自分でとられるものなんですか。

6番

メモはとりました。

7番

私の場合もちょっと間が空いたときがありました。ただ、メモはやはり持ち帰らないようにということがあるので、できれば、持ち帰れるといいのか。それから、先ほどどなたかありましたが、裁判官が経過を何か言っていただくと、なお意識がちゃんとなる。ただ、メモを置いていって、何もなしで、次に参加すると、やっぱりちょっと記憶が。そういう面で、簡単なメモぐらいはあったほうがいいと思います。

司会者

わかりました。ありがとうございました。最後に、量刑の評議をするときに、特に評議室で、テレビカメラでパソコンから量刑の表やグラフなんていうのは出されましたか。

3番

一般的にこういう事件ではこういうことでとか、グラフありましたね。人が死んだ場合はどうのとか、ただこういう事件のときはどうという、紙もいただきました。紙をいただいて、それで見方まで説明を受けました。わかりやすかったです。

司会者

どういうふうにお感じになりますか。

1番

ただ、ああいうものがないと、何か判断の基準がないですよ。だから、特に違和感はなかったです。

司会者

他の方どうですか。表を見せられることについて、何かお感じになることありましたか。

6番

多少日本の判例主義というか、判例を見てというのはわかるんですけども、逆に見ないほうが判断できるところもあるのかなという気もしました。私どもの今回の件に比べ見せていただいた例のほうがひどい事件だったというものが結構あったものですから、ちょっと見るべきなのか見ないべきなのかというのは何とも難しいなと思いました。

司会者

他の方どうですか。

3番

私の場合は、事件によって例えば非常に有罪になった場合に幅ありますよね。例えば懲役5年以上、無期懲役だとか、そういうふうにありますよね。そういうときに、一つの判断の材料というんでしょうか、私たち、私なんか法律も別に詳しいわけではありませんので、もし何もなければ、どこに合わせたらいいのかというある程度の目安というんでしょうか、それがわかるためにも、過去の事例と件数というのを表していただけると、それが参考になります。

司会者

それにちょっと関連してなんですけど、ああいうのがないと目安がないじゃないかとおっしゃるけど、例えば量刑の考え方という話が多分あったのではないかと思うんです。行為責任とかという言葉をお聞きになられたかどうか、記憶にあるかどうか。そういうような説明というのはありましたか。

1番

私は質問して、そこは裁判長の方に質問して、最初に説明あったと思うんですけども、再度質問させてもらって、確認しました。

司会者

納得できましたか。

1 番

納得というか、そういうものだという説明でした。

司会者

ありがとうございます。最後に検察官の求刑はどういう意味があるという説明はありましたか。

1 番

どういう意味かというか、我々は比較的軽いというか、本人も罪を認めていて、更生をしたいということで、そういう形での弁論だったんですけども、検察の方は、いや、これはもう重い事件だということで、やっぱりそれなりの量刑が必要だという、そういう説明はありました。ただ、私はさっきも言いましたけど、ちょっとどうかなという感じは受けました。

司会者

その検察官の求刑というのは、たしか8年ですよ。

1 番

はい。

司会者

それは、ただ意見ですよという説明なんですか。それとも、検察官が言うからにはこういう意味があるんだ、そういう説明はあったんですか。

1 番

記憶にないです。

司会者

3 番の方はどうだったですか。

3 番

やはり私は記憶がなくて、検察官の方が懲役何年が妥当だと思えば、その後には

護人の方が、これはその事件には該当しないので、懲役何年が妥当だと、そこしか覚えていないです。

5 番

3 番の方と同じです。ただ、検察官の出した年数が多いなって、それがとてもびっくりしたことを覚えています。どうしてという感じでした。

司会者

求刑について何か説明ありましたか。

6 番

当時はあったとは思いますが、ちょっと記憶が。

司会者

7 番の方はいかがですか。

7 番

特に記憶はないです。

司会者

評議について何かありますか。

高橋検察官

評議のときに冒頭陳述や論告のメモ、あるいは弁護人の弁論のメモというのは参照されたかどうかをお尋ねしたいと思います。

2 番

参考というか、1 番の方がおっしゃっていたと思うんですけど、非常にわかりやすい形で、かなり時間かけているんだろうと、やっているのだから、あれはもう絶対に参考にしています。

司会者

あれは非常に参考になりますか。弁護人が出している書面も同じですか。

2 番

レベルがあると思うんですけど、それは当然。

3 番

お互いに、検察側も弁護側も言いたいことというんですか、それがその書類で表している、それを比較できるということで、やはり役に立つというふうに感じていました。

司会者

現実に評議では見ていましたか。

3 番

見ていました。それは両方、皆さん休憩の時間とかも読んでいました。それで、評決に臨みました。

司会者

どうですか、5 番の方は。

5 番

同じです。

司会者

6 番の方はどうですか。

6 番

同じです。

司会者

7 番の方も同じですか。

7 番

同じです。

中原弁護士

評議での、先ほど出た行為責任の説明のタイミング、どの段階で裁判所から説明を受けているのか、それとも当事者のほうが先に説明をしているのか、その辺の御経験を聞かせていただきたい。

1 番

最初の裁判の流れのときに検察官から説明受けたんじゃないかなと私は思っているんですけど。ただ、記憶が曖昧だったので、途中、量刑を決めるときだったと思うんですけど、私は確認しました。とても更生の環境が良かったんですね。雰囲気としては、更生するんだらうなという、更生させてあげたいなという雰囲気が出てきたんですけども、そこでやっぱり行為責任というか、何をもって判断するのかというのを確認しました。

司会者

ありがとうございます。1番、2番の方は選任した日に即時審理が始まったというケースですよ。即日始まるのと、例えば週をまたいで、来週からやりましようとか、よくあるのが金曜日に選任して、月曜日から始めるとかというのをやっているんです。そういうのもあるんです。そういうのと比べると、どうでしょうか。

3番

私の場合は2週間、選任されてから、空いたんです。

司会者

それはどうでしたか。

3番

ですから、自分が参加する期間の予定が非常に立てやすかったです。私、自分で仕事やって、兄弟で仕事やっています、それぞれみんなばらばらの地域で同じ仕事というんですか、やっているんですけども、そうすると、ちょっと悪いけど、この期間これやってくれないとか、そういう頼めるとか。家族にも、ちょっと悪いけど、この期間いないから、ちょっと手伝ってくれないとか、そういうのでスケジュールが立てやすいと。もしその場で、選任されて、朝来てくださって、選任されて、宣誓して、すぐに評議というんですか、それが始まって、裁判が始まってしまうと、ちょっとというのがあると思うんですけど、私の場合は楽でした。

司会者

他の方はどうでしたか。

5 番

私の場合は，1 番さんと同じだったんです。だからすぐ始まりました。

司会者

それはどうですか。

5 番

楽しかった。今いい思い出しかないんですけど。

司会者

間が空くよりは，すぐ始まったほうがいいぐらいですか。

5 番

私はそうです。

司会者

どうですか，6 番の方。

6 番

私も1日空いたんですけども，仕事の段取りができて良かったのかなと。

司会者

でも，3 番の方は2 週間ですか。それは空き過ぎですか。

6 番

いや，空き過ぎということはないかなという気はします。

司会者

なるべく空けたほうがいい。

6 番

はい。

司会者

7 番の方はどうですか。空けたほうがいいのか，即日でいいか。

7 番

少し空けたほうが余裕があっていいと思います。ただ，私は，子供も2人ともひ

とり立ちしているもので、不安材料はなかったんで、喜んで。

司会者

ありがとうございます。それでは、長時間にわたりどうもありがとうございました。おかげさまで充実した機会になりました。